

奈良工業高等専門学校校内掲示等内規

昭和42年12月21日制定

平成19年12月21日改正

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員並びに学生に周知することを目的とする掲示，配布用又は散布用の印刷物，流旗，プラカード，立看板及び広告類の取扱いについては，奈良工業高等専門学校学生準則によるほかこの内規の定めるところによる。

第2条 掲示は，次に掲げるものに限り許可することができる。

- 一 事務上必要と認められるもの
- 二 学生の課外活動上必要と認められるもの
- 三 その他校長が特に必要があると認めたもの

第3条 前条第1号及び第3号に規定するものは総務課総務係に，前条第2号に規定するものは学生主事（学生課学生係）にそれぞれ提出して校長の許可を受けなければならない。

2 許可は，掲示期限を付した次の印章を押印することによって行うものとする。



ゴム印の大きさは直径5cmとする。

第4条 掲示は，指定の場所以外にしてはならない。

第5条 掲示の大きさは，おおむね日本標準規格B3判以内とする。ただし，特に掲示場所を指定するものに限り日本標準規格B1判以内とすることができる。なお，立看板は縦270センチメートル，横60センチメートル以内のものを基準とする。

第6条 掲示期間が終了したときは，願出責任者は責任をもって撤去しなければならない。

第7条 印刷物，流旗，プラカード，立看板及び広告類の取扱いについては，掲示の場合に準じて取り扱うものとする。

第8条 この内規に違反したものは，総務課又は学生課において撤去することができる。

附 則

この内規は、昭和42年12月21日から施行する。

附 則

この内規は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成元年4月1日より施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。